

平成29年度 重要施策提案・要望 項目の主旨【最重点項目】 <資料2>

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所管部
<b>1 地方税財源の充実・強化について</b> (内閣府・総務省・財務省)		
(1) 地方財政計画の適正な策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方財政計画の策定に当たっては、地方財政対策の決定過程の透明化を図るとともに、喫緊の課題である防災・減災対策、大幅に増加している社会保障関係経費、人口減少対策や地域経済の活性化等の地方創生に必要な経費など、地方の財政需要を的確に反映させること。</li> </ul>	総務部
(2) 地方交付税総額の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方交付税の有する財源調整・財源保障機能が適切に発揮されるよう、その必要な総額を確保すること。</li> </ul>	
(3) 税収が安定的で偏在性の小さい地方税体系の早期実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、地方法人課税の見直し等により、税収が安定的で偏在性の小さい地方税体系の構築に努め、社会保障経費の増嵩等の行政サービス需要に応じた安定的な財源確保を図ること。</li> <li>消費税率10%段階の地方税の偏在是正により生じる財源は、地方の施策に活用すべきものであることから地方財政計画に確実に計上すること。</li> <li>自動車保有に係る税負担の軽減に関する検討の結果、税率の引下げを行う場合には、地方財政に影響を与えないよう代替税財源を確保すること。</li> </ul>	
(4) 消費税への軽減税率制度導入時の代替財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的な恒久財源を平成28年度末までに法制上の措置等を講ずるとされたが、具体的な内容が示されていないことから、社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源等により確実に措置すること。</li> </ul>	
(5) 地球温暖化対策に関する地方の役割等に 応じた税財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方の役割を適切に反映した税源配分のあり方等の課題を整理するとともに、都道府県等が課税している森林環境税等との関係についても、地方との意見調整を行い、税制等の新たな仕組みを速やかに検討すること。</li> </ul>	
<b>2 公共施設等の耐震化等の促進について</b> (文部科学省・国土交通省・厚生労働省・警察庁)		
<b>[1] 学校施設の耐震化の促進</b> (文部科学省)		
(1) 公立学校施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立高等学校等の耐震化については、公立小・中学校施設と同様の地方財政制度を創設すること。</li> <li>公立小・中学校等施設の耐震化に係る補助制度の拡充を図ること。</li> </ul>	教育委員会
(2) 私立学校施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校施設の耐震化を促進するため、補助制度の更なる拡充や延長を図ること。</li> </ul>	総務部・保健福祉部
<b>[2] 松山空港の耐震化の促進</b> (国土交通省)		
松山空港の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国直轄事業である松山空港の耐震化事業を促進すること。</li> </ul>	企画振興部

一部  
新規

項目	提案・要望主旨	所管部
<b>[3]水道施設の耐震化の促進</b> (厚生労働省)		
(新規) 水道施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内自治体では、財政事情が厳しく国の財政支援なくしては早期耐震化が困難な状況であるため、生活基盤施設耐震化等交付金において、水道施設の耐震診断や耐震化計画策定を交付対象とすること。</li> <li>・ 資本単価撤廃等の採択要件の緩和や補助率の嵩上げなどの財政支援措置を講じること。</li> <li>・ 早期整備を図るためにも、要望額の満額確保に努めること。</li> </ul>	県民環境部
<b>[4]医療施設の耐震化等の促進</b> (厚生労働省)		
(1) 医療施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未耐震の災害拠点病院等の耐震化を一層促進するため、臨時的な措置では不十分であるため、恒久的な支援策により、財源の確保を含めて国において必要な措置を講ずること。</li> </ul>	保健福祉部
(2) 医療機関等の機能維持に必要な施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフ巨大地震の発生が予測される中で、地震動や津波による被害に耐え、必要とされる医療を適切に継続して提供できるよう、医療機関等の機能維持に向け、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。</li> </ul>	
(3) 災害医療従事者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域を越えた大規模災害に適切に対応するため、国において訓練や研修の内容を標準化し、体系的、持続的に災害医療従事者の育成に取り組むこと。</li> </ul>	
<b>[5]木造住宅の耐震化の促進</b> (国土交通省)		
(新規) 木造住宅の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大地震から県民の命を守り、地域の防災力向上のため、木造住宅耐震化に必要な財源確保に努めるとともに、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の基幹事業である住宅・建築物安全ストック形成事業の制度拡充に取り組むこと。</li> </ul>	土木部
<b>[6]警察施設の耐震化の促進</b> (国土交通省・警察庁)		
警察施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅・建築物安全ストック形成事業における建築物の耐震化に係る補助制度の更なる拡充を図ること。</li> <li>・ 警察庁の耐震化補助金について、継続的に予算を確保すること。</li> <li>・ 耐震診断の結果、極端な強度不足等により耐震改修が困難な施設や老朽化が著しい警察施設について、建替えに伴う補助金を確保すること。</li> </ul>	警察本部

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所管部
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">一部新規</div>	<b>3 地方創生の実現に向けた実効性のある支援について</b> (内閣府)	
	(1) 地方創生推進交付金の活用における地方の自主性を重視した制度設計と所要財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方創生推進交付金の活用要件である地域再生法に基づく事業計画の内閣総理大臣による認定に当たっては、地方の声を直接聞いたうえで、地方版総合戦略に掲げるKPI実現に必要と考えられる取組は、ソフト・ハードに関わらず、全て対象とすること。</li> <li>・ 地域再生法に基づく事業計画として認定されることで、複数年度にわたる取組が地方創生推進交付金の対象として位置づけられることとなったが、計画に掲げた取組を着実に実施できるよう、所要財源を十分に確保していくこと。</li> </ul>
(2) <u>地方が自らの力で創生していくために必要な権限と財源の移譲推進</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>真の地方創生を実現するためには、地方の創意工夫が十分に生かせる仕組みが必要であることから、地方が現場目線で実効性のある取組をスムーズに行えるよう、権限と財源の移譲をしっかりと進めていくこと。</u></li> </ul>	
<b>4 鉄道・バス・フェリー等公共交通機関の維持・活性化対策について</b> (国土交通省)		
(1) 交通政策基本計画で掲げられた公共交通確保維持策の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における持続可能な交通ネットワーク確保に必要な予算を確保すること。</li> <li>・ 公共交通を担う人材確保・育成のための施策の充実を図ること。</li> </ul>	企 画 振 興 部
(2) 高速道路料金施策の影響を受け続ける公共交通機関への対応		
① JR四国に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「鉄道・運輸機構」の利益剰余金等を活用したJR四国に対する支援が実施されているが、これまでの本四高速料金の引下げを前提としたものではないため、その影響に対して、さらなる国の支援を実施すること。</li> <li>・ JR四国の脆弱な経営体質を鑑み、同社が行う安全対策に対する地方公共団体の補助は、地域鉄道事業者(中小民鉄等)の場合と同様に、地方財政措置を設けること。</li> </ul>	
② フェリーに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本四高速料金の引下げによるフェリー航路への影響を緩和するとともに、フェリー航路の利用促進及び高速道路の有効利用の観点から、フェリー利用のために、車両が、高速道路を一旦流出し、再度乗り直した場合にも、高速道路通行料金の「長距離逓減制」の適用を図ること。</li> <li>・ 大規模災害発生時における車両・鉄道輸送の代替手段としてのフェリーの果たす役割、特に本州との道路・鉄道によるアクセスが本州四国連絡橋のみである四国・愛媛県におけるフェリーの重要性に鑑み、また太平洋新国土軸の形成にも不可欠であるとの観点から、フェリー航路の維持・確保に向けた国の支援を実施すること。</li> </ul>	

項 目	提 案・要 望 主 旨	所管部
(3) 生活バスや離島航路に係る国庫補助制度の補助要件の緩和		
① 生活バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>四国ブロックの実情(輸送量が約10人/日)に応じた輸送量要件の緩和を行うこと。</li> <li>車両購入費補助について、購入時一括補助方式(従前方式)に改善すること。</li> </ul>	
② 離島航路	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替交通手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。</li> <li>島民運賃割引についても、全国一律の要件を撤廃し、地域が応分の負担をして引下げを行う場合には、国の補助対象として認定すること。</li> </ul>	
(4) 離島活性化交付金による生活交通の運賃低廉化	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人の往来に要する費用の低廉化」を推進するため、本土と離島及び離島と離島を結ぶ航路並びに離島内のバス交通など、離島住民の移動に必要不可欠な生活交通の料金軽減に係る支援等を交付金の対象事業とすること。</li> </ul>	
<b>5 四国への新幹線の導入について</b> (国土交通省)		
四国の新幹線計画の整備計画への格上げなど抜本的な高速化に向けた施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>四国新幹線・四国横断新幹線の実現を図るための基本計画から整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。</li> </ul>	企 画 振 興 部
<b>6 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について</b> (文部科学省)		
「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産暫定一覧表への記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<u>四国八十八箇所霊場と遍路道</u>」を、人類共通の遺産として保護・保存し、将来にしっかりと継承するため、世界遺産候補として暫定一覧表への追加記載を行うこと。</li> </ul>	企 画 振 興 部
<b>7 防災・減災対策の総合的な推進について</b> (内閣府・防衛省・総務省)		
(1) 防災・減災対策を総合的に推進するための自由度の高い交付金制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県に最大の被害をもたらすとされる南海トラフ巨大地震から県民の生命を守り、被害を最小限に抑えるため、「えひめ震災対策アクションプラン」を策定し、自主防災組織の育成や防災士の養成、海岸堤防の整備、土砂災害対策など防災・減災対策を積極的に展開しているところであるが、これら防災・減災対策の一層の加速化、充実化を図るための総合的な財政支援措置として、自由度の高い、新たな交付金制度を創設すること。</li> </ul>	県 民 環 境 部
(2) 陸上自衛隊松山駐屯地の十分な人員の確保及び施設・資機材の更なる充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>国においては、「中期防衛力整備計画に基づき、自衛隊の基幹部隊の見直し等が行われているところであるが、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、四国唯一の原子力発電所である伊方発電所を有する本県にとって、県民の貴重な生命と財産を守るための迅速かつ適切な災害対応を推進する上で、救助部隊の中核をなす陸上自衛隊松山駐屯地所在部隊の十分な人員の確保及び施設・資機材の更なる充実増強を図ること。</li> </ul>	

新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
(3) 大規模広域災害時等に消防団員が複数地域(勤務地・居住地)で効果的に活動できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住地で消防団員となっている者が管轄外の勤務地等で機能別消防団にも所属する場合、居住地と勤務地の双方が同時に発災すれば初動対応に混乱が生じるため、団員の勤務地の広域化に対応した活動環境を早急に整備すること。</li> </ul>	
<p><b>8 南海トラフ巨大地震対策の推進について</b> (内閣府・文部科学省)</p>		
(1) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震・津波対策を推進するための財政支援措置の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地域指定が行われ、今後、津波から逃げるための避難路整備や高台移転などを中心とした地震・津波対策が推進されているが、それぞれの地域の実情に応じた財政支援措置の充実を図ること。</li> </ul>	県 民 環 境 部
(2) 南海トラフ巨大地震を想定した広域的な防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な防災拠点の整備や広域的な支援・受援体制の構築、大規模災害等緊急事態に対応できる通信基盤の整備など、国を挙げた広域的な防災対策を推進すること。</li> </ul>	
(3) 南海トラフ地震の調査研究及び観測・監視体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震の被害を軽減させるため、地震・津波の観測・監視システムの空白地域に対する早期に整備すること。</li> </ul>	
<p><b>9 伊方発電所の安全対策の強化等について</b> (原子力規制委員会・経済産業省・内閣府・警察庁・防衛省・外務省・国土交通省)</p>		
(1) 安全管理体制等の強化及び安全文化の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊方原発3号機の運転再開に当たっては、長期停止後であることに特に留意し、関係事業者等も含め、安全管理体制の一層の指導監督に努めるとともに、使用前検査において厳正な根拠確認及び立会確認を行うこと。また、規制当局及び事業者双方において安全を最優先するという意欲が停滞することのないよう、安全文化の絶え間ない醸成を図ること。</li> </ul>	県 民 環 境 部
(2) 厳正な原子力安全規制の実施と説明責任の履行	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準に基づく基準適合性審査については、立地地点の特性や独自の取組も十分考慮して、厳正かつ的確に行うとともに、国内外における最新の知見を絶えず収集し、原子力安全対策の不断の向上に取り組むこと。また、原子力規制を行っていく上での安全目標について、科学的・技術的観点のみならず、リスクに対する社会的受容性や安全対策のコスト対効果等も含め継続的な検討を行うこと。これらの原子力安全規制の取組状況や安全性の確認結果について、広く国民や地域への説明責任を果たすこと。</li> </ul>	
(3) 原子力規制委員会の独立性の確保と外部意見への真摯な対応の両立	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会は、高い独立性、専門性を保持し、一層の透明性の確保に努めるとともに、地方公共団体等を始めとした外部の様々な意見にも真摯に耳を傾け、誠実に対応し、客観性や公平性の確保に努めること。</li> </ul>	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
(4) 原発の再起動に関する責任ある対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会において安全性が確認された原子力発電所の再起動については、個々に政府が責任を持って判断し、その判断に至った経緯や結果については、国政を預かる責任ある立場の方が、地元自治体はもとより広く国民に丁寧に説明すること。</li> </ul>	
(5) 高経年化及び廃炉対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>高経年化対策及び廃炉技術確立に取り組むこと。運転延長の可否については、制度の技術的根拠を明確にするとともに、厳正に審査を行い、その結果についても丁寧に説明すること。また、我が国では加圧水型原子炉の廃炉実績がないことから、伊方発電所において廃炉技術の研究を進めること。</li> </ul>	
(6) 使用済燃料対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所内に使用済燃料が貯蔵されていることを踏まえ、使用済燃料の中間貯蔵について、国として取組強化を進めること。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分について、確実に対策を進めるよう、今まで以上に国が責任を持って取り組むこと。</li> </ul>	
(7) 情報公開及びコミュニケーションの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力の安全確保等に関する国民への情報公開や相互コミュニケーションの充実・強化を図ること。特に、住民を含む関係者間で原子力発電所に求められる安全性に関するリスクコミュニケーションの取組を推進すること。</li> </ul>	
(8) 原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化を図ること。</li> </ul>	
(9) 原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携を強化のうえ、未然防止に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携を強化のうえ、未然防止に努めること。</li> </ul>	
<b>10 原子力防災対策の充実・強化について</b> (内閣府・原子力規制委員会・経済産業省・国土交通省・防衛省)		
(1) 原子力災害対策指針の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策指針について、最新の知見や関係自治体等の意見を踏まえ、必要な項目を早急に整備するとともに、住民の安全確保の視点に立った改定を継続的に行うこと。</li> </ul>	県 民 環境部 ・ 土木部
(2) 住民避難の実効性向上のための広域避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の避難手段の確保、避難退域時検査や除染の実施体制の整備、広域避難への人的・物的支援、避難先自治体の受入体制の強化などの関係自治体だけでは解決困難な広域避難体制について、国がより主体的に省庁横断的な調整・対応を図ること。</li> <li>原子力災害時の重要な避難手段となり得る自衛隊等の国の実動組織が保有する船舶、ヘリ、車両等の陸・海・空の避難手段について、投入可能な数量や派遣部隊などを具体的に示すなど、国の支援体制を明確化すること。</li> </ul>	

項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
(3) 緊急時に備えた避難路等の交通基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の住民避難や物資等輸送路となる大洲・八幡浜自動車道や県道鳥井喜木津線の整備促進、松山自動車道の4車線化や国道56、378号などの道路整備に必要な予算を重点的に配分すること。</li> </ul>	
(4) 緊急時モニタリング体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングについて、原子力災害発生時に国が責任を持って統括し確実に機能するよう、派遣要員の確保や資質向上等を図るとともに、緊急時に備えた平常時モニタリングの在り方を明確化した指針を示すこと。</li> </ul>	
(5) 原子力発電安全対策に係る交付金の拡充・増額	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電安全対策に係る交付金の拡充・増額を図るとともに、県域を跨ぐ受入自治体との緊急時連絡網整備への充当などの関係自治体等の意見を踏まえた弾力的な運用を行うこと。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時から緊急時までのより一体的なモニタリング体制の整備が可能となるよう、関係交付金の統合等を図ること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電施設等緊急時安全対策交付金について、避難行動要支援者施設等の放射線防護対策に係る交付金を制度化するなど、自治体により計画的な防災対策を推進するための財政支援を行うこと。</li> </ul>	
<b>11 ドクターヘリの運航に対する支援等について</b> (厚生労働省)		
救急医療体制の充実・強化に向け、ドクターヘリの安定的な運航体制を確保するとともに、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供できるよう、国において必要な財源確保を図ること。		保 健 福 祉 部
(1) 「ドクターヘリ導入促進事業」(医療提供体制推進事業費補助金)の確実な予算措置(拡充)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該補助金の内示額が事業計画額を大幅に下回る状況が続いているほか、格納庫等の維持管理費が補助対象外のため、導入県においては、運航経費の確保が大きな課題の一つとなっている。ドクターヘリの安定的な運航体制の確保ができるよう恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度の整備を図ること。</li> </ul>	
(2) 医療提供体制推進事業費補助金の十分な予算額の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療の推進に不可欠な補助金であるものの、補助金総額が少なく、年々交付率が低下してきており、事業の縮小や中止を余儀なくされている。事業の安定的な実施のため補助基準額に応じた交付がなされるよう十分な予算額を確保すること。</li> </ul>	
<b>12 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直しについて</b> (厚生労働省)		
(1) 地域の実情に沿った柔軟な制度への改革と十分な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>本基金について、地域の実情に沿って柔軟に活用できる制度とするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること。</li> </ul>	保 健 福 祉 部

新規

項目	提案・要望主旨	所管部
(2) <u>早期の事業決定など基金の円滑な運用</u>	・ <u>基金の交付決定時期が遅いため、医療・介護の関係機関・団体等による基金事業の実施が大幅に遅れ、医療・介護サービスの円滑な提供に多大な影響を与えている。基金の運用について早急に見直すこと。</u>	
<b>13 医師確保対策について (厚生労働省・文部科学省)</b>		
(1) <u>医師の偏在を是正するための義務や規制の検討</u>	・ <u>医師免許取得後一定期間、医師不足医療圏での診療を義務付けるなど、義務や規制を伴う医師の偏在是正策を検討すること。</u>	保 健 福 祉 部
(2) <u>専門医制度・臨床研修制度における医師の偏在是正誘導策の検討</u>	・ <u>専門医の養成においては、専門医の分布状況等を踏まえたうえで、地域ごと・診療科ごとに定員を設けるなど、医師が各地方に分散される仕組みを構築すること。</u> ・ <u>臨床研修制度のマッチングにおいては、地域枠学生を対象外とし、臨床研修時から都道府県による柔軟な配置が可能な仕組みを構築すること。</u>	
(3) <u>「総合診療専門医」養成に向けた教育体制の充実</u>	・ <u>地域医療などに求められる「総合診療専門医」を養成するための専門講座を大学医学部に必置とするなど、「総合診療専門医」養成に向けた教育体制の充実を図ること。</u>	
<b>新規</b>	<b>14 地域中小企業応援ファンド及び農商工連携型地域中小企業応援ファンドの継続について (経済産業省)</b>	
<u>地域中小企業応援ファンド及び農商工連携型地域中小企業応援ファンドの継続</u>	・ <u>地域中小企業応援ファンド及び農商工連携型地域中小企業応援ファンドについて、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの貸付期間は10年間とされているが、償還時期が到来する平成29年11月以降も継続的な措置を講ずること。</u>	経 済 労 働 部
<b>新規</b>	<b>15 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした外国人観光客の地方への誘客促進について (国土交通省・厚生労働省)</b>	
(1) <u>外国人観光客向け全国周遊フリーパス制度の導入</u>	・ <u>外国人観光客を広く全国に誘導し、地方経済の活性化に資するため、東京オリンピック・パラリンピック開催期間及びその前後の期間を対象とし、低廉な陸・海・空の周遊フリーパス制度を導入すること。</u>	経 済 労 働 部 ・ 保 健 福 祉 部
(2) <u>地方が主体的に取り組める民泊サービス制度の整備</u>	・ <u>民泊サービスに係る制度について、地方が、主体的に安全かつ魅力的なサービスを提供できるよう、サービスの運営状況や地方の実情等を十分踏まえた、適切な見直しを行うこと。</u>	
<b>一部 新規</b>	<b>16 炭素繊維等高機能素材を活用した産業創出への支援について(経済産業省・国土交通省)</b>	
炭素繊維等高機能素材を活用した産業創出に対する支援を行うこと。		経 済 労 働 部
<b>(新規)</b>	(1) <u>県内企業の参入支援の拡充及び人材養成への支援の継続</u>	・ <u>更なる高機能素材活用産業の創出を図るため、部品の成形・加工事業への参入支援の拡充、高機能素材を扱うことのできる高度な知識・技能を持った技術人材の養成への支援を継続すること。</u>

	項 目	提 案・要 望 主 旨	所管部
(新規)	(2) 船舶艀装品の炭素繊維強化プラスチック素材の適用拡大に向けた国際海事機関への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県の造船関連企業では、県内の炭素繊維素材メーカーと協力し、軽量・高強度な特性を有する炭素繊維強化プラスチック素材を活用した船舶艀装品開発に着手しているが、現状では、国際条約において使用が規制されていることから、適用拡大に向けた検討を国際海事機関へ働きかけること。</li> </ul>	
	(3) <u>建築基準法に基づいた指定建築材料としての指定</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内企業による炭素繊維強化プラスチック素材を活用した建材等の開発・事業化のため、<u>建築基準法に基づいた指定建築材料としての指定を行うこと。</u></li> </ul>	
一部 新規	<b>17 農林水産物の輸出促進及び国際競争力強化について</b> (農林水産省)		農 林 水 産 部
	農林水産物の輸出における障壁や国際競争力強化への対策を講じること。		
(新規)	(1) 台湾へのかんきつ輸出に係るインポートレランスの優先申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本産かんきつの輸出事業の障壁となっている台湾の残留農薬基準の追加設定に当たり、日本国内で一般的に使用され栽培管理上必要なかんきつ用農薬について、インポートレランスの申請に最優先で取り組むこと。</li> </ul>	
	(2) 各国への輸出規制の改善及びかんきつ類輸入禁止国の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛県産農林水産物の円滑な輸出の推進のため、各国の検疫や残留農薬基準、放射性物質検査証添付等、輸出規制の改善に向けて働きかけること。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>中国等かんきつ輸入禁止国へのかんきつ輸出の早期解禁を実現すること。</li> </ul>	
(3) <u>県試験研究機関の機能向上に対する新たな財政支援</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>国際競争に打ち勝つことのできる優れた農林水産物の研究・開発に大きく寄与している本県試験研究機関の施設、機器等の機能向上に対する新たな財政支援を行うこと。</u></li> </ul>		
新規	<b>18 強いえひめ農業を支える「国営道前道後用水地区」をはじめとする基盤整備の推進について</b> (財務省・農林水産省)		農 林 水 産 部
	本県における農地の大区画化、汎用化やかんがい施設の保全を推進するための予算確保を行うとともに、国営事業の採択及び推進を図ること。		
	(1) <u>農業農村整備事業予算の総額確保と本県への重点配分</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TPP大筋合意に伴う国内外の価格競争により農業農村の維持・発展が懸念されることから、本県農業の体質を強化する基盤整備を推進するため、<u>予算総額確保と本県への重点配分を行うこと。</u></li> </ul>	
	(2) <u>国営土地改良事業地区調査「道前道後用水地区」の29年度新規採択</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用水の安定供給に必要な水利施設の長寿命化や大規模地震に対する耐震化を進めるため、<u>国営土地改良事業地区調査「道前道後用水地区」の29年度新規採択を行うこと。</u></li> </ul>	
(3) <u>国営緊急農地再編整備事業「道前平野地区」の推進</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>高品質・高収益作物への転換を可能とする水田汎用化などの基盤整備が急務であるため、国営緊急農地再編整備事業「道前平野地区」を推進すること。</u></li> </ul>		

	項 目	提 案・要 望 主 旨	所管部
	(4) 国営施設機能保全事業「南予用水地区」の推進	・ 高品質化やブランド品種への転換などによる競争力の強化を図るため、末端かんがい施設の更新整備や柔軟な水利用が可能な施設への再編整備を進める国営施設機能保全事業「南予用水地区」を推進すること。	
	(5) 更新時期を迎える南予用水畑地かんがい末端施設の機能保全に係る支援の充実	・ きめ細やかな畑地かんがい末端施設の保全整備を図るため、緊急的に実施する「畑地かんがい末端施設緊急整備事業」(非公共)を創設すること。	
	<b>19 果樹経営支援対策の充実・強化について</b> (農林水産省)		
	TPP大筋合意に伴う果樹農家の不安を取り除き、将来に向け安心して営農できるよう果樹経営支援対策の充実・強化を図ること。		農 林 水産部
一部 新規	(1) 果樹産地の活性化対策の強化及び産地の実情に即した弾力的に運用	・ 現行制度で実施可能な同一品種への改植について長期的な支援が必要であるとともに、産地の実情に即した要件とする等弾力的な運用を導入すること。	
(新規)	(2) TPP影響緩和対策に万全を期するため、極早生や中晩柑への生産対策等の支援の充実、強化	・ 極早生から優良品種への改植や一部の中晩柑園地の若返りのための同一品種改植について加算・奨励措置を講じる等の支援を強化すること。	
(新規)	(3) 高品質な加工原料用果実の安定供給と生産者の再生産価格の確保に向けた取組に対する財政的な支援	・ 加工原料用果実に関し、TPPで安価な果汁が輸入されることも視野に、より高品質な原料用果実の安定供給と生産者の再生産価格の確保するため、加工原料用果実の安定供給と生産者の再生産価格の確保に向けた取組に対する財政的な支援を行うこと。	
	(4) 産地の実情に配慮した収入保険制度の創設	・ 収入保険制度は、産地や個別経営の実情に配慮した算定方法とし、さらに等級による掛金割引などを導入すること。	
	<b>20 CLTの製造拠点整備と公共建築物等への普及について</b> (農林水産省)		
	CLTの早期普及を図るため、CLTの製造拠点整備や公共建築物等への活用に対する支援を継続すること。	・ 県産材の飛躍的な需要拡大や林業の成長産業化の推進に期待されているCLTの早期普及を図るため、CLT製造拠点の整備や公共施設等への活用に対する支援を継続すること。	農 林 水産部
	<b>21 森林認証制度の普及促進について</b> (農林水産省)		
新規	森林認証制度の普及促進を図るため、森林認証の取得と認証材の流通拡大のための措置を講じること。	・ 持続可能な森林経営を推進するため、森林認証制度の普及促進を図り、国民の理解と協力が得られる体制を整備することとし、効果的なPR活動等に取り組むこと。	農 林 水産部
		・ 森林認証材の流通拡大を促進するため、2020東京オリンピック・パラリンピック関連施設等の公共建築物において、認証材を積極的に活用すること。	
		・ 国内において、森林認証制度が浸透するまでの間、森林認証の取得や森林の管理・育成に要する経費に対する支援をすること。	

一部  
新規

(新規)

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>22 地域の安全・安心のための社会資本整備の促進について</b>		
<b>[1] 防災・減災対策の推進</b> (国土交通省)		
(1) 社会資本整備に必要な予算の総額確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会資本整備が全国に比べ遅れている愛媛県について、県民の安全・安心や地域活性化などに必要な整備が着実に進むよう予算の総額確保を行うこと。</li> </ul>	土木部
(2) 防災・減災対策に必要な予算の愛媛県への重点的な予算配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水対策や土砂災害対策、四国で唯一の原子力発電所の不測の事態に備える道路整備など、県民の命を守る防災・減災対策に必要な予算の愛媛県への重点的な配分を行うこと。</li> </ul>	
<b>[2] 戦略的な維持管理・更新の推進</b> (文部科学省・国土交通省)		
(1) 社会資本の戦略的な維持管理・更新に関する制度の拡充と、予算の確保及び愛媛県への重点的な予算配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理・更新に関する社会資本整備総合交付金交付要件の緩和など制度の拡充と、予算の確保及び本県への重点的な予算配分を行うこと。</li> </ul>	土木部
(2) <u>社会資本のメンテナンス技術者の確保・育成にかかる財政支援</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>メンテナンス技術者の確保・育成のため、国の「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業などによる財政支援と制度の存続を図ること。</u></li> </ul>	
<b>23 高規格幹線道路等の整備促進について</b>		
<b>[1] 高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」の早期解消</b> (内閣府・国土交通省)		
愛媛県における高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」を早期に解消し、災害に強く、地域経済の活性化や広域交流・連携の基盤となる道路ネットワークを形成するため、高規格幹線道路等の整備促進を図ること。		土木部
(1) 大洲・八幡浜自動車道の「大洲西道路(仮称)」の29年度新規事業化と「八幡浜道路」「夜屋道路」の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>九州～四国～京阪神の広域交流・連携及び原発事故時の広域避難・救援道路となる「大洲・八幡浜自動車道」全線を早期に整備すること。</li> </ul>	
(2) 四国8の字ネットワークの「津島道路」の整備促進と未着手区間「内海～宿毛」の早期事業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震等の避難・救援の広域相互支援のため、四国8の字ネットワークの「津島道路」の早期整備と未着手区間「内海～宿毛」の早期事業化を図ること。</li> </ul>	
(3) 今治・小松自動車道の「今治道路」の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>中四国地方の広域交流・連携を図り、真の架橋効果を発現させるため、今治・小松自動車道の「今治道路」を早期に整備すること。</li> </ul>	
<b>[2] 愛顔つなぐえひめ国体及び地方創生を見据えた高速道路ネットワークの整備・利便性等の向上</b> (国土交通省)		
<p>平成29年開催の「愛顔つなぐえひめ国体」を見据え、高速道路のICと空港・港湾等の交通拠点を結ぶネットワークを形成し、松山都市圏のアクセス性向上及び渋滞解消等に資する地域高規格道路「松山外環状道路」の整備を図ること。</p> <p>地方創生に資する基盤強化のため、高速道路の機能の充実を図り、既存の高速道路ネットワークの利便性や安全性等を向上させること。</p>		

項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
(1) 松山外環状道路の「国道56号空港線」の整備促進及び未着手区間「国道11号～国道33号」等の早期事業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>「愛顔つなぐえひめ国体」に向けた円滑な交通確保と慢性的な渋滞解消等のため、「松山外環状道路」の「国道56号空港線」の整備促進及び未着手区間「国道11号～国道33号」等の早期事業化を行うこと。</li> </ul>	土木部
(2) 松山自動車道「松山IC～大洲IC」と国道56号「大洲道路」の早期4車線化	<ul style="list-style-type: none"> <li>暫定2車線区間における恒常的な交通事故や渋滞の解消、さらには大規模災害時の対応や新たな国土軸の機能強化のため、早期に4車線化を図ること。</li> </ul>	
(3) 中山スマートIC(仮称)の整備促進及び東温スマートIC(仮称)等の早期事業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度に事業化された中山スマートIC(仮称)や早期事業化を目指す東温スマートIC(仮称)をはじめとするスマートICの拡充を図ること。</li> </ul>	
(4) 宇和PA(仮称)の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域経済を活性化させる拠点形成や利便性の向上に資するため、四国横断自動車道西予宇和IC～大洲北只IC間に宇和PA(仮称)を整備すること。</li> </ul>	
<b>24 離島架橋事業(岩城橋)の推進について</b> (国土交通省)		
岩城橋の計画的な事業推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>離島同士が合併した上島町の一体化を支援する上島架橋事業「岩城橋」の整備を進めており、この「岩城橋」の計画的な事業推進に必要な事業費を確保すること。</li> </ul>	土木部
<b>25 JR松山駅付近連続立体交差事業等の整備促進について</b> (国土交通省)		
(1) JR松山駅付近連続立体交差事業の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通渋滞・踏切事故の解消、及び車両基地・貨物駅移転による市街地分断の早期解消を推進するため、JR松山駅付近連続立体交差事業(8つの踏切除去)の整備促進を行うこと。</li> </ul>	土木部
(2) 松山駅周辺土地区画整理事業の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県都松山市の陸の玄関口、おもてなしの場にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、松山駅周辺土地区画整理事業の整備促進を行うこと。</li> </ul>	
(3) 松山駅西口南江戸線の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港、松山観光港等へのアクセス向上と、駅西側地区の交通の利便性向上を図るため、松山駅西口南江戸線の整備促進を行うこと。</li> </ul>	
(4) 路面電車の駅西側延伸区間の早期事業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通結節点の利便性・快適性向上、及び交通拠点間の連携強化を図るため、路面電車の駅西側延伸区間の早期事業化を行うこと。</li> </ul>	
<b>26 肱川の安全安心の確保と清流の復活について</b> (国土交通省)		
(1) 山鳥坂ダム建設事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>山鳥坂ダム建設事業を促進すること。</li> </ul>	土木部
	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源地域整備計画に位置付けられた県道小田河辺大洲線の整備促進を図るための事業費を確保すること。</li> </ul>	

項 目	提 案・要 望 主 旨	所管部
(2) 鹿野川ダム改造事業の早期完成	・ 鹿野川ダム改造事業の早期完成を図ること。	
(3) 肱川における河川改修の促進	・ 国管理区間の河川改修を促進すること。	
	・ 県管理区間(菅田地区)の河川改修を促進するため事業費を確保すること。	
<b>27 東予港、松山港など主要港湾の整備促進について (国土交通省)</b>		
(1) 東予港複合一貫輸送ターミナル(耐震)の整備促進	・ 複合一貫輸送ターミナル(耐震)の整備を促進すること。	土木部
	・ 関連する臨港道路や緑地整備が着実に進むよう、事業費を確保すること。	
(2) 松山港など県内主要港湾の港湾整備事業費の確保	・ 本県の港湾事業が着実に進むよう、事業費を確保すること。	
<b>28 えひめ国体・えひめ大会の開催に向けた支援について (文部科学省)</b>		
「えひめ国体」及び「えひめ大会(全国障害者スポーツ大会)」の開催経費に対する財政支援の充実	・ 国民体育大会開催経費や全国障害者スポーツ大会開催経費については、大部分が開催地都道府県の負担となっている。また、主に国体競技会運営を担う開催地市町においても、県が一定の支援を行っているものの多大な経費負担が必要な状況にある。このため、スポーツ基本法に定める共同開催の理念に基づき、国も応分の負担をして、開催都道府県の財政負担を軽減すること。	えひめ 国体 推進局
<b>29 愛媛大学の地域産業イノベーションを創出する機能の強化に関する支援</b>		
<b>[1]新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と社会実装 (文部科学省)</b>		
新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と社会実装	・ 「地域発」新規マグロ「スマ」の完全養殖システムに関する基礎及び応用研究を進め、産学官の連携による人工種苗生産に成功したことから、試験養殖が開始されている。これらの先端的研究、技術開発を実施するための研究者及び飼育管理の専門技術員の確保と、研究推進のための機器のリース、大型魚類飼育用生簀群の管理に係る経費の支援を行うこと。	愛 媛 大 学
<b>[2]セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の構築 (文部科学省)</b>		
セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の構築	・ 愛媛の地場資源と地場産業基盤を活用し、次世代の新素材であるセルロースナノファイバー(CNF)の素材、製造、評価に関する基礎的研究と、製品化に向けた実用研究を産学官が一体となって推進しており、愛媛大学における研究推進に必要な実験装置の整備、既設の装置の高度化と維持、技術支援者の雇用等の支援を行うこと。	愛 媛 大 学

新規

平成29年度 重要施策提案・要望 項目の主旨【重点項目】

項目	提案・要望主旨	所管部
<b>30 地方分権改革の推進について</b> (内閣府・総務省)		
個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の提言・要望を十分反映した、真の地方分権型社会実現への取組を推進すること。		
(1) 国と地方の役割分担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>国と地方の役割分担の大胆な見直しを行うこと。</li> <li>広域自治体のあり方については、道州制ありきではなく、国と地方の役割分担を明確にした上で、住民に一番身近な基礎自治体を強化する観点から検討すること。</li> </ul>	総務部
(2) 地方税財政制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の税財政上の措置のあり方について一体的に検討し、地方自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備を図ること。</li> </ul>	
(3) 更なる事務・権限の移譲	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方の課題をより迅速かつ効果的に解消できるよう、事務・権限の更なる移譲を行うこと。</li> </ul>	
(4) 更なる義務付け・枠付けの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方の自主性・裁量性を拡大するため、更なる義務付け・枠付けの見直しを行うこと。</li> <li>「従うべき基準」の多用などの課題解消を図ること。</li> </ul>	
(5) 地方分権改革に関する提案募集制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の実効ある運用を行い、現場を知る地方からの提案に対して真摯に耳を傾け、より具体的な成果を出すこと。</li> </ul>	
<b>31 高等学校等就学支援金の加算の拡充等について</b> (文部科学省)		
高等学校等就学支援金の加算の拡充等	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得世帯の生徒への就学の機会を確保するため、就学支援金の加算を更に拡充すること。</li> <li>授業料保護者負担に係る私立高等学校と公立高等学校との格差を是正するため、加算措置限度額を引き上げること。</li> </ul>	総務部
<b>32 新たな情報セキュリティ対策の抜本的強化に対する支援制度の創設について</b> (総務省)		
国と地方とのマイナンバーの本格連携に備えたセキュリティ対策に係る補助制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年7月開始の国と地方とのマイナンバーの本格連携に備え、国からセキュリティ対策の抜本的強化が求められており、自治体の財政負担を軽減するため、柔軟に活用可能な補助制度を創設すること。</li> </ul>	企画振興部
<b>33 松山空港の進入管制空域の返還について</b> (国土交通省)		
松山空港の進入管制空域の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>米軍岩国基地の管理下にある松山空港の進入管制空域及び進入管制業務の日本への返還について米国に強く要求すること。</li> </ul>	企画振興部

新規

項目	提案・要望主旨	所管部
<b>34 松山空港のCIQ体制の充実・強化について</b> (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省)		
松山空港のCIQ(税関・出入国管理・検疫)体制の充実・強化	・ 松山空港の国際線利用者の出入国にかかる手続きが円滑に行われるよう、CIQ機関について、増員も含めた体制の充実・強化を図ること。	企画振興部
<b>35 女性活躍を推進する取組の充実・強化について</b> (内閣府)		
女性活躍の推進について全国的なムーブメントを創るとともに、地方の実情に合わせて創意工夫して行う取組の充実・強化を図ること。		県民環境部
(1) 地域における女性活躍推進のための恒久財源の確保等	・ 女性活躍推進による地域経済の活性化を図るため、自治体が行う企業等における女性登用などの自主目標の設定促進や多様な主体による連携体制の充実等の取組を支援する恒久的な財源を確保するとともに、国においてワンストップ支援体制の整備に必要な人材養成研修等の支援を行うこと。	
(2) 女性活躍推進企業等への優遇制度の充実	・ 平成28年3月に制定した女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」の具体的な取組を促進させること。	
	・ 女性活躍を推進する企業等に対する金利優遇措置の創設や税制優遇措置の拡大を図ること。	
(3) 「えひめ共働き支援キャンペーン」の全国展開と財政支援の実施	・ 本県が平成26年度から実施している「えひめ共働き支援キャンペーン」の全国展開を図るとともに、継続実施のための財政支援を行うこと。	
<b>36 地方消費者行政の充実・強化について</b> (消費者庁)		
地方の自主性・独自性を踏まえつつ、地方における着実な消費者行政推進のための計画的で安定的な制度設計・運営を行うこと。	・ 消費者行政については、交付金等地方に対する財政支援について配慮いただいているが、支援スキームは、活用期間や、新規事業の開始時期に制限があることなどから、今後の長期的な視点での計画的かつ安定的な施策展開が懸念されるところ。については、地方における着実な消費者行政推進のため、必要な財源措置や、地方の実情に即した計画的で安定的な制度設計・運営を行うこと。	県民環境部
<b>37 低炭素社会の実現に向けた対策の支援について</b> (経済産業省・環境省・農林水産省)		
(新規) (1) 温室効果ガスの抜本的な削減のための設備導入等の支援の強化	・ 家庭や事業者等から排出される温室効果ガスの抜本的な削減を図るため、再エネ・省エネ設備の導入等に対する支援を強化すること。	県民環境部
(新規) (2) 気候変動の影響への適応策の取組の強化	・ 自治体や地域での適応策の取組を促進するため、気候リスク情報等の共有化を図るとともに、施策実施に対する支援を強化すること。	
(3) バイオ燃料利用拡大のための環境整備	・ バイオ燃料に対する国民の理解や、製造したバイオ燃料の利用を強力に推進するとともに、税財政面での優遇措置を講ずるなどバイオ燃料の利用拡大に必要な環境整備に取り組むこと。	

新規

項目	提案・要望主旨	所管部
<b>38 介護の質を適切に評価した介護報酬の見直しについて</b> (厚生労働省)		
介護の質を適切に評価した介護報酬の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の本来の趣旨である要介護状態の軽減・悪化防止に資する観点から、介護サービス利用者の要介護度が改善した場合の成果報酬を導入するなど、介護の質を適切に評価した介護報酬の見直しを行い、サービス事業者にインセンティブが働く仕組みをつくること。</li> </ul>	保健福祉部
<b>39 電力需給安定化及び電気料金の値上げの影響緩和対策等の実施について</b> (経済産業省・環境省)		
今夏以降の電力需給の安定化と電気料金の値上げの影響緩和のため、国において、総合的な対策を講じること。		経済労働部
(1) 国の電力需給対策の着実な実行	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所の再稼働がない場合でも、計画停電や電気の使用制限を回避できるよう、今夏以降の政府の電力需給対策を着実に実行すること。</li> </ul>	
(2) 地方公共団体、個人や企業に対する電力需給対策支援措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電や自家発電設備の導入などを行う、地方公共団体、個人や企業に対する支援措置を拡充すること。</li> </ul>	
(3) 電気料金の値上げの影響を緩和するための国の企業支援対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ・省エネ設備の導入補助制度等の拡充や新たな企業支援対策の創設等による経営体質の改善強化など、経営安定化に向けた総合的な対策を実施すること。</li> </ul>	
(4) 電気料金の低廉化に向けた電力会社への指導や電力システム改革の着実な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力会社に対する経営効率化に向けての適切な指導や電力システム改革を着実に推進し、電気料金の低廉化に努めること。</li> </ul>	
<b>40 新エネルギーの導入促進などエネルギーのベストミックスの実現について</b> (総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)		
エネルギーの安定供給等を確保するための最適な電源構成の実現に向けた具体策を講じるとともに、新エネルギーの一層の導入促進を図ること。		経済労働部
(1) エネルギーのベストミックスの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年の最適な電源構成を踏まえ、エネルギーのベストミックスの実現に向けた具体策を早期に講じること。</li> </ul>	
(2) 新エネルギーの導入促進に対する支援措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>新エネルギーの導入を一層促進するため、補助金や研究開発に係る支援措置を拡充すること。</li> </ul>	
<b>41 エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化について</b> (経済産業省)		
東日本大震災を踏まえ、安全対策事業を抜本的に見直し、喫緊かつ集中的な事業展開を図るため、エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化を図ること。		経済労働部
(1) 電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)の拡大、及び愛媛県・交付対象市町への交付金額の増額	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災を踏まえ、地域の安全対策事業を充実させるため、電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)を拡大すること。また、県・交付対象市町への交付金額を増額すること。</li> </ul>	
(2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の愛媛県・交付対象市町への交付金額の増額	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災を踏まえ、地域の安全対策事業を充実させるため、石油貯蔵施設立地対策等交付金の県・交付対象市町への交付金額を増額すること。</li> </ul>	

項 目	提 案・要 望 主 旨	所管部
<b>42 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備促進について</b> (農林水産省・国土交通省)		
海岸保全施設の地震・津波対策が大幅に遅れている愛媛県において必要な整備が着実に進むよう事業費を確保すること。		農 林 水産部 ・ 土木部
(1) 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設整備に要する予算の総額確保	・ 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備促進が図られるよう、既存交付金の充実や財政支援制度の創設など、防災・減災予算総額を確保すること。	
(2) 海岸保全施設の整備が遅れている本県への予算の重点配分	・ 発生頻度の高い津波に対する海岸堤防等の整備、海岸保全施設の耐震対策、水門・陸閘などの閉鎖施設対策に予算の重点配分をすること。	
<b>43 主伐・再造林対策等の森林整備の推進について</b> (財務省・農林水産省)		
愛媛県産材の増産で関連産業の振興を図り、林業を地域の成長産業とする「林業躍進プロジェクト」の推進に必要な措置及び財源を確保すること。		農 林 水産部
(1) 主伐・再造林等に対する支援制度の拡充・強化	・ 主伐から再造林・下刈や獣害対策に係る森林所有者の負担を軽減するため、造林事業の査定係数を200に引き上げ国補助率を60%とすることや、花粉発生源対策の充実を図ることなど、主伐・再造林等に対する支援制度の拡充・強化を図ること。	
(2) 林業・木材産業の生産性強化対策の拡充・延長	・ TPP対策として平成27年度国補正予算で措置された合板・製材生産性強化対策事業や、28年度末で終了する森林整備加速化・林業再生事業について、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が継続して行えるような基金の増額や事業期間を確保するなど、引き続いて新たな予算措置を講じること。	
(3) 地球温暖化対策を推進する森林整備のための財源確保	・ 地球温暖化対策のうち森林吸収源対策を強力に進めるため、間伐に加えて主伐・再造林や路網等の森林整備の推進に必要な財源を確保すること。	
<b>44 漁業における担い手確保対策の強化について</b> (農林水産省)		
高齢化の中、新規就業が進んでいない漁業において、意欲ある担い手を確保するための対策及び支援を講じること。		農 林 水産部
(1) 新規漁業就業者総合支援事業の拡充・強化	・ <u>就業直後の収入が不安定な時期の生活を支援する「青年就漁給付金制度」を創設すること。</u>	
(2) 新規漁業就業者の漁業施設の取得に対する支援の拡大	・ <u>漁船以外にも新規着業時に多額の経費を必要とする養殖生簀等の漁業施設の取得に対し、支援を拡大すること。</u>	
<b>45 畜産農家の経営安定対策の強化について</b> (農林水産省)		
畜産農家が将来にわたって再生産が可能となるよう、経営安定対策を拡充するとともに、生産基盤の維持・拡大を図るための支援策を強化すること。		農 林 水産部
(1) 畜産農家の経営安定対策の拡充	・ TPP協定書署名等による影響を十分に見極め、将来にわたって再生産が可能となるよう、牛、豚に関わらず、影響を受ける全ての畜産農家の経営安定対策を強化すること。	

新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所管部
(2) 畜産生産基盤の維持・拡大を図るための支援策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産生産基盤の維持・拡大を図るため、畜産農家の収益性向上に必要な施設機械等の整備に要する予算の確保や、畜産産地の強化に必要な食肉処理施設等の整備に対する支援策を継続実施すること。</li> </ul>	
<b>46 地域の実情に応じた農地の集積・集約化について</b> (農林水産省)		
優良農地を維持・確保し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を促進するため、各種農地流動化施策について農地中間管理機構を中心に地域の実情に応じた柔軟な運用ができるよう再編した上で、支援を充実すること。		農 林 水産部
一部 新規	(1) 農地中間管理機構関連予算の財源確保及び継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>国予算が低減傾向であることから、農地中間管理機構の事業費及び運営費、並びに機構集積協力金について、必要な財源の確保とその継続を実施すること。</li> </ul>
(新規)	(2) 農地の集積・集約化を促進する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>離農者・土地持ち非農家等の機構への農地の提供をより促進するため、機構集積協力金について、最低地域の2割の農地集積が必要、10年以上の貸借が必要などの要件を地域の実情に応じて柔軟に運用可能とすること。</li> <li>集積・集約化の進みにくい樹園地を次代の担い手へ円滑に継承し産地を維持していくため、果樹農家等から要望の多い小規模な基盤整備ができる事業等への国の支援を充実するほか、樹園地の利用権を取得した担い手に、その面積に応じて奨励金を交付する等の樹園地の集積・集約化に配慮した制度を創設すること。</li> </ul>
<b>47 鳥獣被害防止対策の強化について</b> (農林水産省・環境省)		
鳥獣被害防止対策のための支援強化を行うこと。		農 林 水産部
(1) 野生鳥獣による農作物等被害防止のための予算確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生鳥獣による農作物等被害やイノシシ等の住宅地への出没による生活環境被害は、産地、ひいては地域の存続や安全安心な生活に関わる深刻な問題であり、被害防止対策推進に必要な予算確保を継続して図ること。</li> <li>特に鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵等の整備経費の支援、捕獲活動経費の直接支援については、一層の予算確保に努めること。</li> </ul>	
(2) 有害鳥獣捕獲従事者の確保に向けた狩猟免許所持者の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の有害鳥獣捕獲従事者の高齢化が著しいことを踏まえ、これらの者の狩猟免許所持に係る費用等の更なる負担軽減を図ること。</li> </ul>	
(3) 野鳥被害を防止するための支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した防鳥ネットの整備について、地方農政局長の承認手続を経ることなく整備できることとすること。</li> <li>カラスの盗食を防止するため、畜舎の周辺環境整備を進めるための支援を行うこと。</li> </ul>	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所管部	
<b>48 地域の強みを生かす水田農業支援施策の充実・強化について</b> (農林水産省)			
水田のフル活用や経営所得安定対策等について、地域の強みを生かすよう実情に即した支援策を講じること。		農 林 水産部	
(1) 水田の高度利用に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二毛作助成について、需要を拡大すべき戦略作物同士を組み合わせた場合は、交付単価を引き上げること。</li> </ul>		
(2) 地域における発展的な水田利用に係る対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における強みを生かした円滑な水田利用を展開するため、産地交付金を拡充すること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼料用米等の生産拡大に向け、集出荷貯蔵施設の改修・整備等にかかる支援の拡充を図ること。</li> </ul>		
(3) 産地パワーアップ事業の弾力的な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業要件のうち、受益地区のほ場整備率について、全国一律でなく中山間地域の要件を緩和するよう見直すこと。</li> </ul>		
<b>49 山地災害対策に係る木製ダム整備の推進について</b> (農林水産省)			
流域を面的に保全していく上で、効果的と考えられる「木製ダム」の設置に関する支援策を講じること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「木製ダム」の推進は、土石流発生源対策と併せて、木材利用の推進による地域対策の観点から極めて効果が高いことから、既存事業に「木製ダム」を盛り込むとともに、その財源を確保すること。特に、森林整備と併せて「木製ダム」を設置することが効果的であると考えられるため、保安林改良事業で「木製ダム」が実施出来るよう事業内容を拡充すること。</li> </ul>	農 林 水産部
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土石流発生を抑制する効果が期待出来る上流域での「木製ダム」の設置を推進するための調査・研究に取り組むこと。</li> </ul>	
<b>50 中山間地域等直接支払制度の充実・強化について</b> (農林水産省)			
(1) 地域の実情に応じた区分の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情に応じた特色ある農地を守るため、現状の区分に「樹園地」を新設し、「畑」よりも高い単価設定とすること。</li> </ul>	農 林 水産部	
(2) 高齢化や人口減少時代に対応した制度の弾力的運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「超急傾斜農地保全管理加算」については、超急傾斜地域に該当する場合には、基礎協定のみの集落であっても加算できるよう、要件を緩和すること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者が参加しやすいよう、交付金の返還要件を、多面的機能支払交付金と同様に「廃作部分の返還」として緩和すること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。</li> </ul>		

項 目	提 案・要 望 主 旨	所管部
<b>51 高速道路料金の新制度の導入及び瀬戸内しまなみ海道自転車通行料金の恒久的な無料化について</b> (国土交通省)		
(1) 無料区間を介在する有料高速道路相互間の乗り継ぎ制度等の導入	・ 松山自動車道の大洲道路(無料の自動車専用道路)を介在する連続通行についても乗り継ぎ制度等を導入すること。	
(2) 瀬戸内しまなみ海道の原付・自転車道における自転車の通行料金の恒久的な無料化	・ 観光需要の更なる増大と本線交通量の増加のため、国内外のサイクリストから多くの声が寄せられている恒久的な無料化を実現すること。	
<b>52 土砂災害対策の推進について</b> (国土交通省)		
(1) 土砂災害対策事業費の確保	・ 豪雨や地震による土砂災害から県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を促進するための予算の総額を確保するとともに愛媛県へ重点的に配分すること。	土木部
(2) 土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査に係る財政支援の拡充	・ 指定に必要な基礎調査費について、国費率の嵩上げや起債充当など地方負担の軽減を図ること。	
<b>53 治水事業の着実な推進について</b> (国土交通省)		
治水事業の着実な推進	・ 河川整備や地震・津波対策が大幅に遅れている愛媛県において、県民の生命や財産を守るため、肱川等の河川で浸水被害を防止するための豪雨対策事業、地震や津波による浸水被害を防止するための地震・津波対策事業、河川管理施設の機能確保を図るための老朽化対策事業など必要な治水対策を着実に実施するための予算を配分すること。	土木部
<b>54 公立学校施設整備事業における予算単価の引上げについて</b> (文部科学省)		
公立学校施設整備事業における予算単価の引上げ	・ <u>実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる予算単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう予算単価の引上げを図ること。</u>	教育委員会
<b>55 警察基盤の強化について</b> (総務省・国家公安委員会・警察庁)		
(1) 愛媛県警察官の増員	・ 警察官1人当たりの業務負担が他府県に比べて高い現状を早急に改善するとともに、人身安全関連事案対策、特殊詐欺対策及び原子力関連施設等へのテロ対策等の治安課題に的確に対処するため、本県警察官を増員すること。	警 察 本 部
(2) 装備資機材、警察車両、自動車ナンバー自動読取システムの増強	・ 治安課題に的確に対処するため各種装備資機材や警察車両を増強し、必要箇所への自動車ナンバー自動読取システムの増設、又は簡易な自動車ナンバー自動読取システムに係る補助金制度を新設すること。	

新規